



沖縄市民の多胎妊婦さんへ 妊婦健診の公費負担を14回→19回へ拡大します！

沖縄市では、多胎妊娠の方に向け、妊婦健診にかかる費用の公費負担回数を通常の14回に加え、5回分追加します。

■対象となる方

- ・沖縄市に住民登録があり、多胎妊娠の方

■受診票の配付方法

- ・多胎と診断され、親子（母子）健康手帳の交付を申請された際に、追加分の受診票を交付いたします。

【交付場所：沖縄市役所（2F）こども相談・健康課】

- ・市外で親子（母子）健康手帳の交付を受けた後、沖縄市に転入された方は、こども相談・健康課までご連絡ください。

■公費負担額・追加回数

- ・多胎妊娠の方1人につき、5,490円×3回、5,090円×2回の計5回分を交付します。（通常の妊婦健診14回分と合わせて、19回分の妊婦健診費が一部助成されます。）

■多胎追加分受診票の使い方

- ・多胎追加分の受診票は、右上に「沖縄市多胎追加分」と印されています。通常の14回分を使用後、「沖縄市多胎追加分」と印されている受診票を第9-3回目→第9-5回目→第9-7回目→第9-8回目→第9-9回目の順でお使いください。

■注意事項

- * 公費負担額は、妊婦健診費用の全額ではありません。公費負担額を超えた費用については、自己負担になります。無料券ではありません。
- * 使用しなかった受診票は現金への換金はできません。
- * 妊婦健診受診日に沖縄市外に転出（住民票を異動）されている（される）方は対象外となります。
- * 三つ子以上でも回数は同じとなります。



その他ご不明な点がありましたら下記担当までご連絡ください。

沖縄市 こども相談・健康課 妊婦健診担当（TEL：098-939-1252）